

(例 1) ①検定証印 (検則第 2 3 条第 1 項)



2025.4

大きさは 1.2mm から 24mm 四方のものまでですが、5 mm 四方程度のもが多い。

②基準適合証印 (「指定製造事業者の指定等に関する省令」第 8 条第 1 項)



2025.4

大きさは容易に識別できるものとされ、通常 9.1mm×8.4mm (横×縦) 程度のもが多い。基準適合証印の隣接個所に指定製造事業者の番号が付される。

③定期検査済証印 (検則第 4 8 条第 1 項及び第 2 項)



4

大きさは直径 1.8mm 以上となっています。

④計量証明検査済証印 (検則第 5 6 条)



4

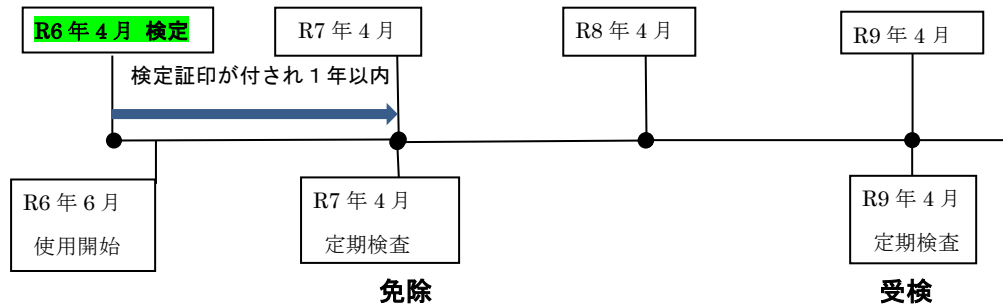
大きさは直径 1.8mm 以上となっています。

上記の数字の表示のある質量計は、2025 年 4 月に検定又は検査を受けたもので、翌月から数えて 1 年以内にあたる 2026 年 4 月までは、その使用している市町村で実施される定期検査が免除されます。

(③及び④は、他市町村の事業所で使用していた検査済み質量計を自市町村の事業所へ移して使用している場合等の定期検査受検の必要性を判断するために例示)

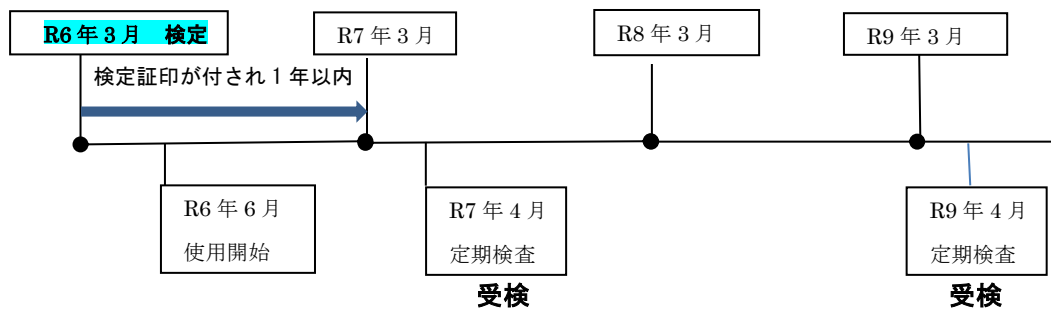
(例 2) 令和 7 年 4 月が定期検査実施となっている場合

想定①：令和 6 年(2024 年) 4 月に検定証印が付された質量計



令和 7 年 4 月の定期検査は免除されますが、令和 9 年 4 月の定期検査から 2 年ごとの定期検査を受検する必要があります。

想定②：令和 6 年(2024 年) 3 月に検定証印が付された質量計



令和 7 年 4 月の定期検査は、使用開始から 1 年以内ですが、検定証印が付されてから 1 年を経過しているため、受検する必要があります。また、以後 2 年ごとの定期検査を受検する必要があります。